

「設計・工事監理業務量に係るアンケート調査」の回答手引き

1. アンケート調査票の確認

(1) I D	1
(2) 調査票の選択	1
(3) 注意事項	2

2. アンケート調査票の留意事項

1. 貴建築士事務所について	3
2. 基本設計・実施設計業務／新築について	5
3. 工事監理業務／新築について	13
4. 実施設計業務／改修について	17
5. 工事監理業務／改修について	19

3. 別添資料

別添1	用途区分コード記号表
別添2	基本設計に関する標準業務の項目及び業務内容
別添3	実施設計に関する標準業務の項目及び業務内容
別添4	意図伝達等に関する標準業務の項目及び業務内容
別添5	追加業務となる業務1及び2に関する業務の項目（設計業務）
別添6	工事監理に関する標準業務の項目及び業務内容
別添7	その他の標準業務の項目及び業務内容
別添8	追加業務となる業務1及び2に関する業務の項目（工事監理業務）
別添9	建築物の種類・用途等
別添10	標準外業務の業務内容について

4. その他資料

- ・官庁施設の設計業務等積算基準と業務料の算定（平成28年度版）

本資料は、アンケート調査に回答をされる方が効率的に回答することができるように、入力方法（手順や留意事項）等を取りまとめたものです。

回答にあたっては、同封された資料に目を通していただいた後、本資料とともに回答を行ってください。

なお、今回調査の対象となりました貴建築士事務所については、過去に国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、北海道開発局営繕部又は内閣府沖縄総合事務局開発建設部（以下「国土交通省官庁営繕部等」という。）が発注した設計業務、工事監理業務を受託していることから当該業務における業務実態について詳細な調査をさせていただきたく、調査票を送付させていただきます。

1. アンケート調査票の確認

(1) ID

1) IDは、各事務所に対して1つが割り当てられています。

誤ったIDを入力すると別の建築士事務所の実績として登録させてしまうため、くれぐれもお間違いのないようお願いいたします。

(2) 調査票の選択

アンケート調査は、次の構成からなっています。

1. 貴建築士事務所について
2. 基本設計・実施設計業務／新築について
3. 工事監理業務／新築について
4. 実施設計業務／改修について
5. 工事監理業務／改修について

「貴建築士事務所について」のアンケート以外については、事前に案内させていただきました「設計・工事監理業務における業務量に係るアンケート調査へのご協力について（依頼）」並びに本資料に同封させていただきました国土交通省官庁営繕部等発注業務リストに挙がっている業務について回答をお願いいたします。

「1. 貴建築士事務所について」は1回だけ回答下さい。

「2. 基本設計・実施設計業務／新築について」から「5. 工事監理業務／改修について」は、該当する建築物の数だけ回答下さい。

各項目はエクセルの1ファイルごとに分かれておりますので、どのアンケートからでも回答可能となっております。

(3) 注意事項

- 1) アンケート調査票等については、下記ページからダウンロードができます。

<https://www.pbaweb.jp/>

パスワード : ホームページ掲載につき省略

トップページ「重要なお知らせ」に本アンケート調査票ダウンロードの入口があります。
上記パスワードを入力の上、該当するアンケート調査票等をダウンロードして下さい。
なお、ダウンロードは、**2018年5月1日(火)**より開始できます。

- 2) 各質問に対して、次のいずれかのマークを付しています。

必須

: 必ず回答いただく項目です。

該当回答

: 該当する項目・選択肢がある場合に回答いただく項目です。

任意

: 自由意志に基づき回答いただく項目です。

- 3) 入力欄の移動は、シートを保護しているため、Tab キーを使用いただくと便利です。

- 4) 回答を終えましたら、内容をご確認後、次のいずれかの方法にて下記【問合せ先】までご提出をお願いします。なお、内容確認などさせていただく場合がございますので、手許にデータ若しくはプリントアウトした写しを控えておいていただきますようお願いいたします。

①本資料に同封したアンケート調査表に直接記入する場合

アンケート調査対象件数が1件である場合には、アンケート調査表に直接回答を選択・記入いただくことも可能です。

その場合、アンケート調査表はPDF化したのちメールで送付若しくはアンケート調査表をFAXにて送付下さい。

②アンケート調査表をダウンロードし回答を入力した場合

メールにエクセルファイルを添付の上、送付下さい。

- 5) 回答方法、質疑内容等に関する問合せは、下記【問合せ先】までお願いいたします。

問合せ先

〒104-0033 東京都中央区新川 1-24-8 東熱新川ビル 6階

(一社) 公共建築協会 調査研究部

TEL 03-3523-0383

FAX 03-3523-1827

E-mail chosa@pba.or.jp

- 6) ご記入いただいた情報等は、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定に向けた検討のみに使用し、国土交通省に提供する場合を除き、貴建築士事務所の同意なくしては第三者に提供いたしません。

2. アンケート調査票の留意事項

【1. 貴建築士事務所について】

今回のアンケート調査に入力いただいた方（複数の場合には、その代表者）の氏名、所属などの連絡先は**必ずご記入**いただきますようお願いいたします。後日、入力内容などの確認をさせていただきます場合がございます。

調査項目	留意事項等
Q 1 事務所の形態 必須	事務所の形態、業務範囲をお答え下さい。 ・ 総合事務所又は専門事務所の定義に従い回答 ・ 専門事務所の場合は、業務範囲で該当するものを回答（2 つまで）
Q 2 職員数 必須	貴建築士事務所の総職員数と、設計・工事監理等部門の職員数をお答え下さい。 ・ 直接人件費として原価管理されていない派遣社員、アルバイト等は含めない ・ 本店・支店等を含む会社全体の職員数を回答 ・ 支店等が回答する場合も、会社全体の職員数を回答
Q 3 直接人件費と直接経費・間接経費等の関係 必須	設計・監理料収入に占める直接人件費、直接経費・間接経費の合計額及び各費目の割合をお答え下さい。 ・ 建設工事や事業コンサルティング等に類する収入は含めない ・ 貴建築士事務所における直近の決算を対象 ・ 本店、支店等がある場合は、本店、支店等を含む会社全体の額を回答 ・ 支店等が回答する場合でも、会社全体の額を回答 ・ 設計・監理料（売上高）に占める直接人件費等の割合については、各建築士事務所によって経費の考え方にバラツキがあることから、回答にあたってのバラツキを少なくするため、業務報酬を構成する経費が P. 4 表-1 で構成されているものとして設計・監理料（売上高（直近決算・税別））に占める直接人件費、直接経費、間接経費、技術料等経費及び特別経費のそれぞれの割合を <u>経営状況に関する資料</u> などを参考に概ねの割合を入力
Q 4 委託料の算定方法 任意	貴建築士事務所における委託料の算定方法等についてお答え下さい。 ・ 貴建築士事務所において新築及び改修設計業務を受託する際、委託料を算定するための基準類として用いているものを回答（複数選択可） ・ その他を選択した場合には、具体的な名称等を入力

表－１ 業務報酬を構成する経費

経費	費目
直接人件費	設計業務及び工事監理等業務に直接従事する者(工事施工等に従事する者は除く)について、当該業務に関して必要となる人件費
	○給与(諸手当、賞与等を含む) ○退職金(退職給付費用、退職共済掛金等を含む) ○法定福利費 等
直接経費	設計業務及び工事監理等業務に関して直接必要となる費用(特別経費を除く)の合計額
	○印刷製本費 ○複写費 ○交通費(出張旅費を除く) ○物品購入費 ○標準外業務に係る外注費 等
間接経費	設計業務及び工事監理等業務を行う建築士事務所を管理運営していくために必要な費用のうち、当該業務に関して必要となる費用の合計額
	○直接人件費以外の人件費 ○研修費(人事系研修: マネジメント研修、コンプライアンス研修、新人研修等) ○減価償却費 ○通信費 ○消耗品費 ○備品費 ○賃借料 ○水道光熱費 ○修繕費 ○登録費 ○公租公課 ○借入金利息 ○各種保険料 ○会議費 ○交際費 ○諸会費 ○福利厚生費 ○業務遂行に必要な電子インフラ費 (TV会議、データサーバー、大型・カラー印刷機、PC、携帯電話、移動用端末等) ○BIM等関連維持費(BIM、VRソフト使用料、オペレーター委託費等) ○社内業務システム等IT維持費(勤怠管理、プロジェクト管理、会計管理、人事・給与管理等) 等
技術料等経費	設計業務及び工事監理等業務において発揮される技術力、創造力等の対価として支払われる費用
	○技術者の技術経験・判断能力等の維持向上に必要な研究調査費(学会活動、見学会等) ○付加利益等(当該業務を実施する建築士事務所を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員報酬、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証金(建賠等)その他の営業外費用等を含む)
特別経費	建築主の特別の依頼に基づいて必要となるその他の費用
	○出張旅費 ○特許使用料 ○その他立替え費用 等

ご回答いただき、ありがとうございました。

以上で、【1. 貴建築士事務所について】に対するアンケート調査は、終了です。

引き続き、

【2. 基本設計・実施設計業務／新築について】から【5. 工事監理業務／新築について】のアンケート調査の回答もお願いします。

調査項目	留意事項等														
<p>Q1-7. 難易度</p> <p>ー1 総合</p> <p>該当回答</p>	<p>次に示す(1)及び(2)の項目は、「総合」の「設計業務に関する標準業務」の業務量を増加させる観点として考えられるものです。当該業務に照らして該当するものがある場合、該当するものを選択して下さい。</p> <p>【該当するもの全てを選択】</p> <table border="1" data-bbox="448 479 1386 757"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 479 684 517">難易度に係る観点</th> <th data-bbox="684 479 1386 517">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 517 684 651">(1)特殊な敷地条件の建築物</td> <td data-bbox="684 517 1386 651"> <ul style="list-style-type: none"> ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 651 684 757">(2)木造建築物(小規模建築物を除く)</td> <td data-bbox="684 651 1386 757"> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な木造建築物(設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など)の場合等 </td> </tr> </tbody> </table>	難易度に係る観点	事 例	(1)特殊な敷地条件の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合等 	(2)木造建築物(小規模建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な木造建築物(設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など)の場合等 								
難易度に係る観点	事 例														
(1)特殊な敷地条件の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合等 														
(2)木造建築物(小規模建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な木造建築物(設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など)の場合等 														
<p>ー2 構造</p> <p>該当回答</p>	<p>次に示す(1)から(6)の項目は、「構造」の「設計業務に関する標準業務」の業務量を増加させる観点として考えられるものです。当該業務に照らして該当するものがある場合、該当するものを選択して下さい。</p> <p>【該当するもの全てを選択】</p> <table border="1" data-bbox="448 945 1386 1823"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 945 684 983">難易度に係る観点</th> <th data-bbox="684 945 1386 983">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 983 684 1043">(1)特殊な形状の建築物</td> <td data-bbox="684 983 1386 1043"> <ul style="list-style-type: none"> 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、柱抜けなどの計画を行わなければならない場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1043 684 1323">(2)特殊な敷地上の建築物</td> <td data-bbox="684 1043 1386 1323"> <ul style="list-style-type: none"> ・支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・地下が深く、土圧壁の計画において地盤との相互作用が顕著な場合 ・地下が深く、山留の選定において施工者との連携を必要とする場合 ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1323 684 1451">(3)特殊な解析、性能検証等を要する建築物</td> <td data-bbox="684 1323 1386 1451"> <ul style="list-style-type: none"> ・搭状建物や超高層建物で、風の影響の調査(風応答解析など)を必要とする場合 ・プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・特別な構造基準を要する場合等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1451 684 1608">(4)特殊な構造による建築物(時刻歴応答解析等大臣認定を要するものを除く)</td> <td data-bbox="684 1451 1386 1608"> <ul style="list-style-type: none"> ・膜構造、アーチ構造、超ロングスパン構造など特殊工法を適用する場合 ・エキスパンションジョイントにより構造的に別棟となる建築物の場合等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1608 684 1736">(5)免震構造の建築物(大臣認定を要するものを除く)</td> <td data-bbox="684 1608 1386 1736"> <ul style="list-style-type: none"> ・告示による免震建築物の場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 1736 684 1823">(6)木造建築物(小規模建築物を除く)</td> <td data-bbox="684 1736 1386 1823"> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な木造建築物(許容応力度計算に燃えしろ計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合等 </td> </tr> </tbody> </table>	難易度に係る観点	事 例	(1)特殊な形状の建築物	<ul style="list-style-type: none"> 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、柱抜けなどの計画を行わなければならない場合 	(2)特殊な敷地上の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・地下が深く、土圧壁の計画において地盤との相互作用が顕著な場合 ・地下が深く、山留の選定において施工者との連携を必要とする場合 ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合等 	(3)特殊な解析、性能検証等を要する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・搭状建物や超高層建物で、風の影響の調査(風応答解析など)を必要とする場合 ・プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・特別な構造基準を要する場合等 	(4)特殊な構造による建築物(時刻歴応答解析等大臣認定を要するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・膜構造、アーチ構造、超ロングスパン構造など特殊工法を適用する場合 ・エキスパンションジョイントにより構造的に別棟となる建築物の場合等 	(5)免震構造の建築物(大臣認定を要するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・告示による免震建築物の場合 	(6)木造建築物(小規模建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な木造建築物(許容応力度計算に燃えしろ計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合等
難易度に係る観点	事 例														
(1)特殊な形状の建築物	<ul style="list-style-type: none"> 上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、柱抜けなどの計画を行わなければならない場合 														
(2)特殊な敷地上の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・地下が深く、土圧壁の計画において地盤との相互作用が顕著な場合 ・地下が深く、山留の選定において施工者との連携を必要とする場合 ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合等 														
(3)特殊な解析、性能検証等を要する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・搭状建物や超高層建物で、風の影響の調査(風応答解析など)を必要とする場合 ・プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・特別な構造基準を要する場合等 														
(4)特殊な構造による建築物(時刻歴応答解析等大臣認定を要するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・膜構造、アーチ構造、超ロングスパン構造など特殊工法を適用する場合 ・エキスパンションジョイントにより構造的に別棟となる建築物の場合等 														
(5)免震構造の建築物(大臣認定を要するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・告示による免震建築物の場合 														
(6)木造建築物(小規模建築物を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な木造建築物(許容応力度計算に燃えしろ計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合等 														

調査項目	留意事項等								
<p>－ 3 設備</p> <p>該当回答</p>	<p>次に示す(1)から(3)の項目は、「設備」の「設計業務に関する標準業務」の業務量を増加させる観点として考えられるものです。当該業務に照らして該当するものがある場合、該当するものを選択して下さい。</p> <p>【該当するもの全てを選択】</p> <table border="1" data-bbox="448 456 1386 1081"> <thead> <tr> <th data-bbox="448 456 687 488">難易度に係る観点</th> <th data-bbox="687 456 1386 488">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="448 488 687 893">(1)特別な性能が求められる建築物</td> <td data-bbox="687 488 1386 893"> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標(BE)が 0.75～0.5 相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 893 687 954">(2)特殊な形状の建築物</td> <td data-bbox="687 893 1386 954"> <ul style="list-style-type: none"> ・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 954 687 1081">(3)特殊な敷地条件(インフラ)の建築物</td> <td data-bbox="687 954 1386 1081"> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合 <p style="text-align: right;">等</p> </td> </tr> </tbody> </table>	難易度に係る観点	事 例	(1)特別な性能が求められる建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標(BE)が 0.75～0.5 相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合 <p style="text-align: right;">等</p>	(2)特殊な形状の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合 <p style="text-align: right;">等</p>	(3)特殊な敷地条件(インフラ)の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合 <p style="text-align: right;">等</p>
難易度に係る観点	事 例								
(1)特別な性能が求められる建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標(BE)が 0.75～0.5 相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合 <p style="text-align: right;">等</p>								
(2)特殊な形状の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合 <p style="text-align: right;">等</p>								
(3)特殊な敷地条件(インフラ)の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合 <p style="text-align: right;">等</p>								
<p>Q 2 - 1 .</p> <p>設計期間 (1)</p> <p>必須</p>	<p>当該業務の実施期間についてお答え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本設計業務実施期間、実施設計業務実施期間のそれぞれを回答 ・ 西暦で回答 (半角数字で入力) 								
<p>Q 2 - 2 .</p> <p>設計期間 (2)</p> <p>必須</p>	<p>前設問で回答された各設計期間に対してお答え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する項目を選択 								
<p>Q 2 - 3 .</p> <p>設計期間 (3)</p> <p>該当回答</p>	<p>前設問で「1 長い」又は「3 短い」を選択された場合についてお答え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ どのくらいの期間であれば適切であったかを回答 ・ 1ヶ月単位で回答 (半角数字で入力) 								
<p>Q 2 - 4 .</p> <p>意図伝達期間</p> <p>必須</p>	<p>当該建築物の工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務 (以下「意図伝達等に関する標準業務」という。)の実施期間について、お答え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該業務の実施期間を回答 ・ 西暦で回答 (半角数字で入力) 								

引き続き、「業務量」についてお答え下さい。

1. 標準業務及び追加業務となる業務の定義

「標準業務」	別添 2 から別添 4 並びに別添 6 及び別添 7 に示す業務内容
「追加業務となる業務」	別添 5 及び別添 8 で示す業務の項目

※P.25～P.31 を参照して下さい。

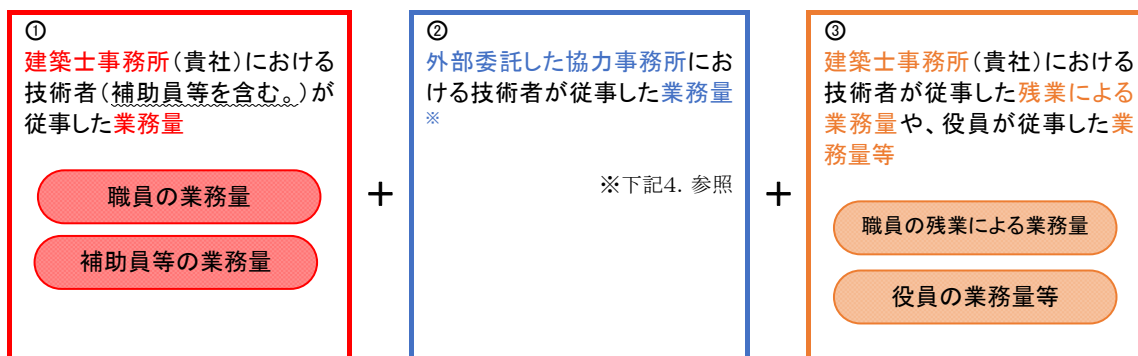
2. 業務量の単位

業務量の単位は **〔人・時間〕** とします。

3. 業務量の取扱い

- ・対象とする業務内容を実施するために実際に要した業務量を回答して下さい。
- ・業務量の回答にあたっては、業務実態を踏まえ、実際の報酬から割り戻す等はせず、貴社の労務管理等に基づいた業務量を回答して下さい。

本アンケート調査における業務量の回答に際しては、以下の①～③の業務量の合計を（新築設計・新築工事監理業務の場合は各業務項目毎に）ご回答下さい。



実際の業務従事者の技術レベルに応じて、業務能力の換算率を参考に、一級建築士取得後3年未満の業務経験のある者に相当する者(技師 C 相当)が実施したものとして、換算して業務量を回答する。

||

業務量全体

4. 外部委託した業務の扱い

- ・設計業務及び工事監理等業務の一部を外部委託した業務は、協力事務所に当該業務の業務量を確認する又は貴建築士事務所内で当該業務を実施したと想定する等の方法により、実際に当該設計業務及び工事監理等業務に従事したと考えられる業務量をご回答下さい。
- ・協力事務所の業務量を確認できない場合や、貴建築士事務所内で当該業務を実施したと想定することができない場合は、その事例は業務量調査の対象外として下さい。

回答いただきます様式は、設計・工事監理業務における業務量に係るアンケート調査【基本設計・実施設計業務／新築について】のシート名「3-1」、「3-2」、「3-3」、「4」となり、各シートは次のとおりとなります。

- シート名 3-1 基本設計に関する標準業務
 3-2 実施設計に関する標準業務
 3-3 意図伝達等に関する標準業務
 4 追加業務となる業務1及び2

調査項目	留意事項等
業務量調査	<p>当該業務における<u>設計業務に要した業務量</u>についてお答え下さい。</p> <p>以下の設問については、各設問に記載されている業務の各項目及び業務内容の表を参考に当該業務に<u>実際に要した「技術者」として原価管理されているスタッフ（直接人件費扱いとされている技術者）の実績業務量</u>の業務人・時間を入力してください。</p> <p>業務の全て若しくは一部を外注している場合には、外注委託先に業務量を確認のうえ、入力してください。</p> <p>なお、業務範囲において該当しない項目は、「0（ゼロ）」を入力してください。</p> <p>※技術者区分については、P.11「表-2 業務経験年数等による技術者の区分モデル」及び「表-3 職種区分定義」を参照して下さい。</p> <p>※実際の業務従事者の技術者レベルに応じて、P.11「表-2 業務経験年数等による技術者の区分モデル」及び「表-3 職種区分定義」の業務能力の換算率に基づき、技術者F（技師C相当）の者が実施したものととして、ご回答下さい。</p> <p>※アルバイト・パート等のうち直接人件費として原価管理されている技術者（以下「補助員等」という。）の業務量については、換算率を設定のうえ、技術者F（技師C相当）が実施したものととして業務分担別に入力して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貴建築士事務所において、換算率を設定します。 （換算率＝補助員等の能力／技師C相当の能力） ・換算率は、貴建築士事務所が独自に定めるもので、定型的な方法はありません。 ・換算する場合の考え方 補助員等が1,000時間働いた場合の具体的算定方法を下記に例示します。補助員等の換算率を0.5とした場合、業務量1,000時間に換算率とした0.5を乗じた500時間を回答としてください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>換算率：0.5とした場合 = 1,000時間 × 0.5 = <u>500時間</u> 業務量：1,000時間</p> </div>
<p>Q3-1. 基本設計に関する業務</p> <div style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">必須</div>	<p>基本設計に関する標準業務の業務量についてお答え下さい。</p> <p>P.25別添2「基本設計に関する標準業務の項目及び業務内容」に挙げられている各項目に要した業務量の業務人・時間を技術者F（技師C相当）が実施したものととして業務分担別に入力して下さい。</p>

調査項目	留意事項等
Q 3-2. 実施設計に関する業務 <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">必須</div>	実施設計に関する標準業務の業務量についてお答え下さい。 P. 26 別添 3 「実施設計に関する標準業務の項目及び業務内容」に挙げられている各項目に要した業務量の業務人・時間を技術者 F（技師 C 相当）が実施したものととして業務分担別に入力して下さい。
Q 3-3. 意図伝達等に関する業務 <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">必須</div>	意図伝達等に関する標準業務に関する業務の業務量についてお答え下さい。 P. 27 別添 4 「意図伝達等に関する標準業務の項目及び業務内容」に挙げられている各項目に要した業務量の業務人・時間を技術者 F（技師 C 相当）が実施したものととして業務分担別に入力して下さい。
Q 4. 追加業務となる業務 1 及び 2 <div style="background-color: red; color: white; padding: 2px; display: inline-block;">必須</div>	当該設計業務における追加業務となる業務の業務量についてお答え下さい。 P. 28 別添 5 「追加業務となる業務 1 及び 2 に関する業務の項目」に挙げられている各項目を実施した場合に要した業務量の業務人・時間を技術者 F（技師 C 相当）が実施したものととして入力して下さい。

- ・データのファイル名称は、Q 1-1で回答いただきました『建築物の名称』としていただきますようお願いいたします。

表－２ 業務経験年数等による技術者の区分モデル

建築士等の資格・業務経験等による区分		業務能力の換算率*
技術者A	一級建築士取得後23年以上又は二級建築士取得後28年以上の業務経験のある者	2.14
技術者B	一級建築士取得後18年以上23年未満又は二級建築士取得後23年以上28年未満の業務経験のある者	2.01
技術者C	一級建築士取得後13年以上18年未満又は二級建築士取得後18年以上23年未満の業務経験のある者	1.71
技術者D	一級建築士取得後8年以上13年未満又は二級建築士取得後13年以上18年未満の業務経験のある者	1.52
技術者E	一級建築士取得後3年以上8年未満又は二級建築士取得後8年以上13年未満の業務経験のある者	1.24
技術者F	一級建築士取得後3年未満又は二級建築士取得後5年以上8年未満の業務経験のある者(技師C相当)	1.00

*：平成29年度設計業務委託等技術者単価の技術者の職種別基準日額に基づき、技術者Fを1.00としたときの換算率

表－３ 職種区分定義

上記の表における区分A～Fと、平成29年度設計業務委託等技術者単価における技術者の職種の対応は次のとおり。

職種区分定義		
技術者A	主任技術者	先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。 工学以外に社会、経済、環境等の他方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。 工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
技術者B	理事・技師長	複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを勤める技術者
技術者C	主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
技術者D	技師(A)	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型業務を担当する。
技術者E	技師(B)	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
技術者F	技師(C)	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。

Q 1-7. 難易度

ー 1 総合

該当選択

次に示す(1)及び(2)の項目は、「総合」の「工事監理に関する標準業務」及び「その他の業務」の業務量を増加させる観点として考えられるものです。当該業務に照らして該当するものがある場合、該当するものを選択して下さい。

【該当するもの全てを選択】

難易度に係る観点	事 例
(1)特殊な敷地条件の建築物	・著しい高低差がある敷地の場合 ・特殊な平面形状の敷地の場合 ・崖地等特殊な立地条件又は自然環境にある敷地の場合 等
(2)木造建築物 (小規模建築物を除く)	・大規模な木造建築物(設計資料の調査・検討に要する時間が増加、材料の調達・手配に係る業務量が増加など)の場合 等

ー 2 構造

該当選択

次に示す(1)から(6)の項目は、「構造」の「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」の業務量を増加させる観点として考えられるものです。当該業務に照らして該当するものがある場合、該当するものを選択して下さい。

【該当するもの全てを選択】

難易度に係る観点	事 例
(1)特殊な形状の建築物	上下階で用途が異なる建築物や中間階に大空間がある建築物で、柱抜けなどの計画を行わなければならない場合
(2)特殊な敷地上的建築物	・支持地盤の傾斜や不陸により基礎構造が複雑な場合 ・軟弱地盤で液状化や圧密沈下の恐れがある場合 ・地下が深く、土圧壁の計画において地盤との相互作用が顕著な場合 ・地下が深く、山留の選定において施工者との連携を必要とする場合 ・地中に存在する鉄道や道路を構造体が回避しなければならない場合や、隣接地に鉄道や道路があり、振動の影響の調査を必要とする場合 等
(3)特殊な解析、性能検証等を要する建築物	・搭状建物や超高層建物で、風の影響の調査(風応答解析など)を必要とする場合 ・プラントなど特殊な荷重が複雑に作用する建築物の場合 ・特別な構造基準を要する場合 等
(4)特殊な構造による建築物(時刻歴応答解析等大臣認定を要するものを除く)	・膜構造、アーチ構造、超ロングスパン構造など特殊工法を適用する場合 ・エキスパンションジョイントにより構造的に別棟となる建築物の場合 等
(5)免震構造の建築物(大臣認定を要するものを除く)	・告示による免震建築物の場合
(6)木造建築物 (小規模建築物を除く)	・大規模な木造建築物(許容応力度計算に燃えしろ計算が追加、部材数が多くなり構造計算に要する時間が増加など)の場合 等

一 3 設備

該当選択

次に示す(1)から(3)の項目は、「設備」の「工事監理に関する標準業務」及び「その他の標準業務」の業務量を増加させる観点として考えられるものです。当該業務に照らして該当するものがある場合、該当するものを選択して下さい。

【該当するもの全てを選択】

難易度に係る観点	事 例
(1)特別な性能が求められる建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽熱、井水、河川水、地中熱等の利用や省エネルギー性能指標(BEI)が0.75~0.5相当の省エネ性能を高める設備を要する場合 ・コージェネレーション、蓄熱、蓄電、地域冷暖房等や複数又は異なる種類の機器を組み合わせた複雑な設備システム構築を要する場合 ・被災時のインフラ途絶等の際に電源や給排水等の機能維持性能を高める設備を要する場合 ・特殊な防排煙設備、消火設備や防災、防犯等の信頼性を高める設備を要する場合 ・光、温熱、気流、音響環境等の快適性を高める設備を要する場合 等
(2)特殊な形状の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・大空間や大スパン等の平面又は断面が著しく複雑な建築物の場合 等
(3)特殊な敷地条件(インフラ)の建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・計画地のインフラ特性に応じた井戸、浄化槽設備等の設備を要する場合 ・排水本管のレベルが高いなど、公共インフラとの接続が困難な場合 等

Q 2 - 1 .
工事監理期間

必須

当該建築物の工事監理業務期間についてお答え下さい。

- ・ 当該業務の実施期間を回答
- ・ 西暦で回答（半角数字で入力）

引き続き、「業務量」についてお答え下さい。

回答いただきます様式は、設計・工事監理業務における業務量に係るアンケート調査【工事監理業務／新築について】のシート名「3-1」、「3-2」、「4」となり、各シートは次のとおりとなります。

- シート名 3-1 工事監理に関する標準業務
3-2 その他の標準業務
4 追加業務となる業務1及び2

調査項目	留意事項等
業務量調査	業務量については、P.8「1. 標準業務及び追加業務となる業務の定義」から「4. 外部委託した業務の扱い」並びに P.9 業務量調査の留意事項等を参照
Q 3-1. 工事監理に関する 標準業務 必須	工事監理に関する標準業務の業務量についてお答え下さい。 P.29 別添6「工事監理に関する標準業務の項目及び業務内容」に挙げられている各項目に要した業務量の業務人・時間を技術者F（技師C相当）が実施したのものとして業務分担別に入力してください。
Q 3-2. その他の標準業務 必須	その他の標準業務の業務量についてお答え下さい。 P.30 別添7「その他の標準業務の項目及び業務内容」に挙げられている各項目に要した業務量の業務人・時間を技術者F（技師C相当）が実施したのものとして業務分担別に入力してください。
Q 4. 追加業務となる 業務1及び2 必須	当該工事監理に関する追加業務となる業務の業務量についてお答え下さい。 P.31 別添8「追加業務となる業務1及び2に関する業務の項目」に挙げられている各項目を実施した場合に要した業務量の業務人・時間を技術者F（技師C相当）が実施したのものとして入力して下さい。

- ・データのファイル名称をお手数ですが、Q1-1で回答いただきました『建築物の名称』としていただけますようお願いいたします。

<p>Q 3. 工事内容</p> <p style="text-align: center;">必須</p>	<p>当該建築物の改修工事内容についてお答え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する項目の工事費に対する割合を回答 ・ 建築改修工事の場合は、改修対象面積 [㎡] も回答 ・ Q 3-4 機械設備改修工事で示している工事区分の分類は次のとおり <p>給排水衛生設備改修 : 給排水衛生設備 空調換気設備改修 : 空気調和設備、自動制御設備 昇降機設備改修 : エレベーター設備、エスカレーター設備 その他の工事 : 消火設備、厨房設備、浄化槽設備、ごみ処理設備 機械式駐車設備</p>
<p>Q 4. 業務量</p>	<p>業務量については、P. 8「1. 標準業務及び追加業務となる業務の定義」から「4. 外部委託した業務の扱い」並びに P. 9 業務量調査の留意事項等を参照</p>
<p>Q 4-1. 設計業務量</p> <p style="text-align: center;">必須</p>	<p>国交省告示第 15 号別添一に示されている実施設計に関する標準業務 (P. 26 別添 3「実施設計に関する標準業務の項目及び業務内容」参照) の業務について技術者 F (技師 C 相当) が実施したものととして換算した業務人・時間を業務分担別に入力して下さい。</p>
<p>Q 4-2. 積算業務</p> <p style="text-align: center;">必須</p>	<p>当該改修建築物の積算業務の業務量を技術者 F (技師 C 相当) が実施したものととして換算した業務人・時間を業務分担別に入力して下さい。</p>
<p>Q 4-3. 図面枚数等</p> <p style="text-align: center;">必須</p>	<p>当該改修建築物の実実施設計成果図面枚数を入力して下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作成した図面枚数を回答 (半角数字で入力) 成果図書の種類別に図面枚数を A1 版の枚数を入力 一部外注した場合で枚数が不明な場合には、外注委託先に確認のうえ、入力項目に挙げたものを作成していない場合には「0(ゼロ)」を入力 ・ 発注者から既存施設 CAD データの提供の有無について回答

<p>Q 3. 工事内容</p> <p style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 2px;">必須</p>	<p>当該建築物の改修工事内容についてお答え下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当する項目の工事費に対する割合を回答 ・ 建築改修工事の場合は、改修対象面積 [㎡] も回答 ・ Q 3－4 機械設備改修工事で示している工事区分の分類は次のとおり <p>給排水衛生設備改修 : 給排水衛生設備 空調換気設備改修 : 空気調和設備、自動制御設備 昇降機設備改修 : エレベーター設備、エスカレーター設備 その他の工事 : 消火設備、厨房設備、浄化槽設備、ごみ処理設備 機械式駐車設備</p>
<p>Q 4. 業務量</p>	<p>業務量については、P. 8「1. 標準業務及び追加業務となる業務の定義」から「4. 外部委託した業務の扱い」並びに P. 9 業務量調査の留意事項等を参照</p>
<p>Q 4－1. 改修工事監理 業務量</p> <p style="background-color: red; color: white; text-align: center; padding: 2px;">必須</p>	<p>国交省告示第 15 号別添一に示されている工事監理に関する標準業務 (P. 29 別添 6 「工事監理に関する標準業務の項目及び業務内容」参照) 及びその他の標準業務 (P. 30 別添 7 「その他の標準業務の項目及び業務内容」参照) の業務について技術者 F (技師 C 相当) が実施したものとして換算した業務人・時間を業務分担別に入力して下さい。</p>

ご回答いただき、ありがとうございました。

入力ミスなどのないことの御確認をお願いいたします。

別 添 資 料

用途区分コード記号表

記 号	建築物又は建築物の部分の用途の区分
08010	一戸建ての住宅
08020	長屋
08030	共同住宅
08040	寄宿舍
08050	下宿
08060	住宅で事務所、店舗その他にこれらに類する用途を兼ねるもの
08070	幼稚園
08080	小学校
08082	義務教育学校
08090	中学校、高等学校又は中等教育学校
08100	特別支援学校
08110	大学又は高等専門学校
08120	専修学校
08130	各種学校
08132	幼保連携型認定こども園
08140	図書館その他これに類するもの
08150	博物館その他これに類するもの
08160	神社、寺院、協会その他これらに類するもの
08170	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
08180	保育所その他これに類するもの
08190	助産所
08210	児童福祉施設等（建築基準法思考例題19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に挙げるものを除く。）
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
08240	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）
08250	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）
08260	病院
08270	巡査派出所
08280	公衆電話所
08290	郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務に用に供する施設
08300	地方公共団体の支庁又は支所
08310	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家
08320	建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設
08330	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの
08340	工場（自動車修理工場を除く。）
08350	自動車修理工場
08360	危険物の貯蔵又は処理に供するもの
08370	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場
08380	体育館又はスポーツ練習場（前項に掲げるものを除く。）
08390	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場、その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの
08400	ホテル又は旅館
08410	自動車教習所
08420	畜舎

08430	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
08452	食堂又は喫茶店
08456	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
08458	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）
08470	事務所
08480	映画スタジオ又はテレビスタジオ
08490	自動車車庫
08500	自転車駐車場
08510	倉庫業を営む倉庫
08520	倉庫業を営まない倉庫
08530	劇場、映画館又は演芸場
08540	観覧場
08550	公会堂又は集会場
08560	展示場
08570	料理店
08580	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー
08590	ダンスホール
08600	個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の急速の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの
08610	卸売市場
08620	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
08630	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの
08640	農業の生産資材の貯蔵に供するもの
08650	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
08990	その他

一 国交省告示第15号 別添一より

1 設計に関する標準業務

一 基本設計に関する標準業務

建築主から提示された要求その他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、成果図書を作成するために必要な業務をいう。

基本設計に関する標準業務の項目及び業務内容

項 目		業務内容
(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	耐震性能や設備機能の水準など建築主から提示されるさまざまな要求その他の諸条件を設計条件として整理する。
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	建築主から提示される要求の内容が不明確若しくは不適切な場合又は内容に相互矛盾がある場合又は整理した設計条件に変更がある場合においては、建築主に説明を求め又は建築主と協議する。
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	基本設計に必要な範囲で、建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件を調査する。
	(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	基本設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		基本設計に必要な範囲で、敷地に対する上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行う。
(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	設計条件に基づき、様々な基本設計方針案の検証を通じて、基本設計をまとめていく考え方を総合的に検討し、その上で業務体制、業務工程等を立案する。
	(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果を踏まえ、基本設計方針を策定し、建築主に対して説明する。
(5)基本設計図書の作成		基本設計方針に基づき、建築主と協議の上、基本設計図書を作成する。
(6)概算工事費の検討		基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書(工事費内訳明細書、数量調書等を除く。以下同じ。)を作成する。
(7)基本設計内容の建築主への説明等		基本設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、基本設計図書の作成が完了した時点において、基本設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図(当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。)及び基本設計内容の総合的な説明を行う。

一 国交省告示第15号 別添一より

1 設計に関する標準業務

二 実施設計に関する標準業務

工事施工者が設計内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、成果図書を作成するために必要な業務をいう。

実施設計に関する標準業務の項目及び業務内容

項 目		業務内容
(1)要求等の確認	(i)建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii)設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議する。
(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3)実施設計方針の策定	(i)総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii)実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的に表現する。
	(ii)建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5)概算工事費の検討		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書を作成する。
(6)実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

－ 国交省告示第 15 号 別添一より －

1 設計に関する標準業務

三 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

工事施工段階において、設計者が、設計意図を正確に伝えるため、実施設計の成果図書に基づき、質疑応答、説明、工事材料、設備機器等の選定に関する検討、助言等を行う次に掲げる業務をいう。

意図伝達等に関する標準業務の項目及び業務内容

項 目	業務内容
(1)設計意図を正確に伝えるための 質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2)工事材料、設備機器等の選定に関する 設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

－ 調査対象とする追加業務（設計業務） －

追加業務となる業務 1 に関する業務の項目

業 務 項 目	
(1)積算業務	①積算数量算出書の作成
	②単価作成資料の作成
	③見積徴集
	④見積検討資料の作成

追加業務となる業務 2 に関する業務の項目

業 務 項 目
(1)透視図作成
(2)模型製作及び写真撮影
(3)計画通知又は確認申請に関する手続業務(必要な図書の作成は含まない。)
(4)市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務 (標識看板の作成、設置報告書の届出)
(5)防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務
(6)リサイクル計画書の作成
(7)概略工事工程表の作成
(8) 営繕事業広報ポスターの作成
(9) 災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する官庁施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)
(10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第20条第2項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
(11)建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
(12) 官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
(13) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

一 国交省告示第15号 別添一より 一

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

一 工事監理に関する標準業務

実施設計の成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

工事監理に関する標準業務の項目及び業務内容

項 目		業務内容
(1)工事監理方針の説明等	(i)工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii)工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2)設計図書の内容の把握等の業務	(i)設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii)質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3)施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務	(i)施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii)工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4)工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
(5)工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等		工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおり施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6)工事監理報告書等の提出		工事と設計図書との照合及び確認を全て終えた後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

一 国交省告示第15号 別添一より一

2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

二 その他の標準業務

工事監理に関する標準業務に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

その他の標準業務の項目及び業務内容

項 目	業務内容	
(1)請負代金内訳書の検討及び報告	工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。	
(2)工程表の検討及び報告	工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	
(3)設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画(工事施工体制に関する記載を含む。)について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。	
(4)工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i)工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容(設計図書に関する内容を除く。)に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii)工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等(設計図書に定めるものを除く。)を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。
	(iii)工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5)工事請負契約の目的物の引渡しの立会い	工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。	
(6)関係機関の検査の立会い等	建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。	
(7)工事費支払いの審査	(i)工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii)最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

－ 調査対象とする追加業務（工事監理業務） －

追加業務となる業務 1 に関する業務の項目

業 務 項 目
(1)完成図の確認

追加業務となる業務 2 に関する業務の項目

業 務 項 目
(1)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務
(2)建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
(3)都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務
(4)建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定内容の確認に係る業務
(5)関連工事の調整に関する業務
(6)施工計画等の特別の検討・助言に関する業務

— 国交省告示第15号 別添二より —

建築物の種類	建築物の用途等	
	第1類 (標準的なもの)	第2類 (複雑な設計等を必要とするもの)
一 物流施設	車庫、倉庫、立体駐車場等	立体倉庫、物流ターミナル等
二 生産施設	組立工場等	化学工場、薬品工場、食品工場、 特殊設備を付帯する工場等
三 運動施設	体育館、武道館、スポーツジム等	屋内プール、スタジアム等
四 業務施設	事務所等	銀行、本社ビル、庁舎等
五 商業施設	店舗、料理店、 スーパーマーケット等	百貨店、ショッピングセンター、 ショールーム等
六 共同住宅	公営住宅、社宅、賃貸共同住宅、 寄宿舍等	分譲共同住宅等
七 教育施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学 校等	—
八 専門的教育・研究施設	大学、専門学校等	大学(実験施設等を有するもの)、 専門学校(実験施設等を有するも の)、研修所等
九 宿泊施設	ホテル、旅館等	ホテル(宴会場等を有するもの、保 養所等
十 医療施設	病院、診療所等	総合病院等
十一 福祉・厚生施設	保育園、老人ホーム、老人保健施 設、リハビリセンター等	多機能福祉施設等
十二 文化・交流・公益施設	公民館、集会場、コミュニティセンタ ー等	映画館、劇場、美術館、博物館、図 書館、研修所、警察署、消防署等
十三 戸建住宅(詳細設計及 び構造計算を必要とするも の)	戸建住宅	—
十四 戸建住宅(詳細設計を 必要とするもの)	戸建住宅	—
十五 その他の戸建住宅	戸建住宅	—

- (注) 1 社寺、教会堂、茶室等の特殊な建築物及び複数の種類の混在する建築物は、本表には含まれない。
2 第1類は、標準的な設計等の建築物が通常想定される用途を、第2類は、複雑な設計等が必要とされる建築物が通常想定される用途を記載しているものであり、略算方法による算定にあたっては、設計等の内容に応じて適切な区分を適用すること。

標準外業務の業務内容について

標準外業務は、設計業務に関する標準業務及び工事監理等業務に関する標準業務以外の業務をいい、以下に示すものとします。

今回の業務量調査において、以下に示す標準外業務の業務内容についての業務量は、調査範囲からは除外とし、回答していただく業務量には含みません。

ただし、「2. 基本設計・実施設計業務／新築について」及び「3. 工事監理業務／新築について」のアンケート調査票のうち、「追加業務となる業務1及び2」に記載されている業務については、回答の対象となります。

大項目	中項目	小項目	業務内容	
I 調査・企画等に関する業務	(1) 建築プロジェクトの企画・立案に係る各種条件等の調査、把握等	1) 各種条件の調査・把握等	委託者の建築意図・目的の把握と要求条件の明確化 建築プロジェクトの企画・立案に必要な法令上の諸条件の調査及び官公庁等からの情報収集、打合せ等	
		2) 敷地、既存建築物及び周辺に関する調査等	建築プロジェクトの企画・立案に必要な敷地及び地盤の情報の収集(一般公開されている敷地固有の情報収集に限る)、敷地測量並びに地盤調査の実施についての立案、助言 建築プロジェクトの企画・立案に必要な上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び打合せ(一般公開されている敷地固有の情報収集に限る)	
		3) 計画建築物と条件設定のための調査、分析	交通量調査、市場調査、利用動線調査等	
	(2) 建築プロジェクトの事業計画に係る調査、検討等	1) 敷地有効活用のための調査及び検討	建物配置計画に係る条件の調査及び検討(一般公開されている敷地固有の情報収集に限る) 類似事例等の調査(一般公開されている情報に限る)	
		2) 施設計画についての調査、検討及び設計と条件資料の作成	施設計画に関する調査、検討結果及び設計条件に関する報告書資料等の作成 ワークショップ等の企画、準備、出席等	
	(3) 建築プロジェクト企画案や報告書等の作成	1) 建築プロジェクト企画資料の作成	法令上の諸条件とその適用に関する資料の作成	
			敷地利用計画に関する資料の作成	
			施設計画に関する資料の作成	
		2) 建築プロジェクト企画案の作成	調査結果をもとに必要な条件を満たした企画案資料の作成	
	3) 類似施設の工事費調査による概算資料の作成	一般公開されている情報や受託者による類似施設の工事費事例に基づく概算資料の作成		
	4) 建築プロジェクトの工程計画の作成	基本計画から竣工に至る概略工程計画の作成及び基本設計をまとめていくための業務体制、業務工程表の作成		
	II 建築基準関係規定等に係る許認可等の業務(設計検討、設計図書等の作業の業務以外の業務)	(1) 建築基準法に基づく条例の対応等	1) 建築基準法 建築基準法に基づく条例	基本設計・実施設計の各フェーズに必要な範囲において、法令と照合し内容確認を行った結果、建築基準法に基づく条例の対応が必要となった場合の許認可等の手続き及びこれに付随する詳細協議等
		(2) 建築基準関係規定に係る許認可等の対応等	1) 消防法 第9条(火の使用に関する市町村条例) 第9条の2(住宅用防災機器の設置) 第15条(映写室の構造設備) 第17条(消防用設備等の設置)	基本設計・実施設計の各フェーズに必要な範囲において、法令と照合し内容確認を行った結果、各法令及び各法令に基づく条例の対応が必要となった場合の許認可等の手続き及びこれに付随する詳細協議等
2) 屋外広告物法 第3条(広告物の表示等の禁止) 第4条(広告物の表示等の制限) 第5条(広告物の表示の方法等の基準)				
3) 港湾法第40条 第1項(分区内の規制)				
4) 高圧ガス保安法 第24条(家庭用設備の設置等)				
5) ガス事業法 第40条の4(基準適合義務)				
6) 駐車場法 第20条(建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置)				
7) 水道法 第16条(給水装置の構造及び材質)				

	<p>8) 下水道法 第10条第1項及び第3項(排水設備の設置等) 第25条の2(排水設備の技術上の基準に関する特例) 第30条第1項(都市下水道に接続する特定排水施設の構造)</p> <p>9) 宅地造成等規制法 第8条第1項(宅地造成に関する工事の許可) 第12条第1項(変更の許可等)</p> <p>10) 流通業務市街地の整備に関する法律 第5条第1項(流通業務地区内の規制)</p> <p>11) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第38条の2(基準適合義務)</p> <p>12) 都市計画法 第29条第1項及び第2項(開発行為の許可) 第35条の2第1項(変更の許可等) 第41条第2項(建築物の建ぺい率等の指定) 第42条(開発許可を受けた土地における建築等の制限) 第43条第1項(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限) 第53条第1項並びに2項(都市計画施設区域の建築の許可)</p> <p>13) 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法 第5条第1項から第3項(航空機騒音障害防止地区及び航空機騒音障害防止特別地区内における建築の制限等)</p> <p>14) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律 第5条第4項(自転車等の駐車対策の総合的推進)</p> <p>15) 浄化槽法 第3条の2第1項(浄化槽によるし尿処理等)</p> <p>16) 特定都市河川浸水被害対策法 第8条(排水設備の技術上の基準に関する特例)</p>		
(3) 建築基準関係規定(みなし規定)に係る許認可等の対応等	<p>1) 高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律 第14条第1項から第3項(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)</p> <p>2) 都市緑地法 第35条(緑化率) 第36条(一の敷地とみなすことによる緑化率規制の特例) 第39条第1項(緑化率規制の最低基準)</p> <p>3) 建築物の省エネルギー消費性能の向上に関する法律 第11条(特定建築物の建築主の基準適合義務)</p>	基本設計・実施設計の各フェーズに必要な範囲において、法令と照合し内容確認を行った結果、各法令及び各法令に基づく条例の対応が必要となった場合の許認可等の手続き及びこれに付随する詳細協議等	
(4) その他	1) 行政諸官庁の独自条例等の対応	基本設計・実施設計の各フェーズに必要な範囲において、行政諸官庁の独自条例等と照合し内容確認を行った結果、当該独自条例等の対応が必要となった場合の許認可等の手続き及びこれに付随する詳細協議等	
III 立地・規模の特性による許認可業務	(1) 建築計画付随業務	1) 中高層紛争予防条例協議	一定規模の建築物を建築する場合の事前近隣説明
		2) 早期周知に関する協議	一定規模の建築物を建築する場合の事前近隣説明
	(2) 防災・減災関連業務	1) 雨水流出抑制対策協議	自治体等が定める雨水流出抑制対策に関する承諾に係る業務
		2) 浸水想定区域内の施設の浸水防止計画等の作成	出水時のBCP計画及び対策の立案
		3) 護岸等接続協議	建築物が護岸へ接続する場合の影響の有無の確認(必要に応じて別途特殊な解析等が必要)
		4) 河川護岸近接協議	建築物(主に地下躯体)による河川擁壁等への影響の有無の確認(必要に応じて別途特殊な解析等が必要)
		5) 緊急離着陸場等設置届	ヘリコプターの離着陸場又はホバーリングスペースの設置の承諾に係る業務
	(3) 環境維持関連業務	1) 景観条例	自治体等が定める景観ルールに準じていることの承諾に係る業務
		2) エネルギーの有効利用計画書	地域冷暖房等の採否に係る承諾に係る業務
		3) 環境計画書	省エネルギー性能に係る証明・承諾に係る業務
		4) 清掃局との廃棄物に係る協議等	清掃局とのごみ処理室の面積確保や廃棄ルールについての承諾に係る業務
		5) 地産地消条例等への対応	地産木材等の使用推進に関する条例対応等の調査・確認
		6) ビル管理法協議	不特定多数の利用する建築物のビル環境基準協議

		7) アスベスト対策	既存建築物に使用されているアスベストの除去や封じ込め対策	
		8) PCB 対策	PCB 廃棄物等の保管や処分状況の報告等	
		9) 水質規制協議	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透の規制協議	
		10) 騒音・振動規制協議	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する騒音についての規制協議	
		11) 宮内庁施設近接協議 (皇居等周辺)	皇居等周辺における皇居等からの見え方、皇居等の見え方についての承諾に係る業務	
	(4) 社会生活関連業務	1) 住宅附置制度協議	自治体等が定める一定規模の建築物を建設する場合に生じる附置義務住宅についての承諾に係る業務	
		2) 埋蔵文化財包蔵地照会 (埋蔵文化財発掘届出)	掘削を行う場合に建設地の地中の歴史的文化財の有無の届出及び掘削調査(歴史的文化財の有無の届出をした場合に限る)の協議	
		3) 大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定め、大型店と地域社会との融和を図るための業務	
		4) 労働安全衛生法	危険作業等が発生する場合のルール確認と建築計画の対応	
	(5) インフラ関連業務	1) 附置義務駐輪場設置届	一定規模以上の商業施設等の建築における駐輪場設置義務に係る業務	
		2) テレビ電波障害対策協議	電波障害に関する対策についての検討及び対策協議	
		3) 電波管理局協議(種別毎)	建築物によって既電波ルートを塞がないことの確認	
		4) 航路障害灯の設置	航空障害灯の設置等についての事前の承諾(工事期間中は施工者)に係る業務	
		5) 上空通路許可	道路上空に渡り廊下等を設置する場合の許可に係る業務	
		6) 地下鉄近接協議	建築物が地下鉄構築物等へ近接する場合の影響の有無の確認(必要に応じて別途特殊な解析等が必要)	
		7) 地下鉄接続協議	建築物が地下鉄構築物等へ接続する場合の影響の有無の確認(必要に応じて別途特殊な解析等が必要)	
		8) 鉄道敷近接協議 (営業主体別)	建築物による鉄道敷への影響の有無の確認(必要に応じて別途特殊な解析等が必要)	
		9) 高速道路等近接協議 (営業主体別)	建築物(主に地下躯体)による高架物への影響の有無の確認(必要に応じて別途特殊な解析等が必要)	
	IV 事業の特性による許認可業務	(1) 建築計画付随業務	1) 仮使用認定	竣工時に一部先行して供用開始する場合に必要な許可に係る業務
			2) 確認申請(工作物)	準用工作物に係る確認申請業務
3) 地区計画区域内における認定協議			地区計画区域内において高さ制限等を緩和するための認定協議	
4) 特区、特定街区、高度利用地区、総合設計等			高さ、容積率等の形態制限を緩和するための許認可に係る業務	
5) 一団地認定			2以上の敷地を1の敷地とみなす場合の認定に係る業務(形態制限の緩和)	
6) 避難安全検証 (ルートB・C)			仕様規定ではなく安全性を工学的に証明することにより自由度の高い避難計画・合理的・経済的な排煙を可能とするための業務	
7) 耐火性能検証 (ルートB・C)			仕様規定ではなく安全性を工学的に証明することにより自由度の高い・合理的・経済的な耐火仕様を可能とするための業務	
8) 時刻歴応答解析			敷地地盤の特性を反映した模擬地震波の作成等、地震時の安全性検証の精度向上に係る業務 時刻歴応答解析を用いた設計及び性能評価による確認	
9) 構造方法等の認定			構造方法等の性能を確かめるための技術評価に関する業務(指定性能評価機関との調整等を含む) 大臣認定を取得するための申請に係る業務	
(2) 防災・減災関連業務		1) 防災センター評価制度	防災センターに関する施設性能についての評価を受ける業務	
(3) 環境維持関連業務		1) 環境性能報告書	環境配慮の取組をレベル評価することによる環境に配慮した質の高い建築物の評価制度に係る業務	
		2) CASBEE認証	建築物を環境低減性能と室内環境質で評価し格付けに係る業務	
		3) LEED認証	建築物を省エネルギーの観点等を中心に総合的に評価し格付けに係る業務	
		4) BELS 認証	建築物のエネルギー消費性能を評価し格付けに係る業務	
(4) 社会生活関連業務		1) 附置義務住宅の隔地設置許可協議	附置義務住宅を計画敷地以外に設ける場合に必要となる許可の取得	
		2) 開設許可届作成補助 (病院)	病院等の開設届の作成を補助する業務	
		3) 放射線使用に係る届出作成補助 (病院)	病院等の放射線使用開設届の作成を補助する業務	
		4) 委託者が行う関係機関協議への設計意図の観点からの協力 (ホテル、店舗等営業許可関連)	飲食や宿泊営業許可に関し、委託者が行う保健所、清掃局等関係機関協議への営業形態に伴う計画内容の協議、必要諸設備の確認	

		5) 興行場設置届	興行場法の届出書作成補助業務
	(5) インフラ関連業務	1) 路外駐車場設置届	時間貸駐車場等設置する駐車場を使って営業する際に必要な事前許可に係る業務
		2) 飛行場外離着陸場設置届(病院)	病院等のヘリコプター等の航空機の場外離着陸の許可申請の提出等
V その他の業務	(1) 建築計画付随業務	1) 設計代替案に関する評価	委託者が第三者に委託した設計の代替案に関する評価に係る業務
		2) 別途工事や設計内容との調整	委託者又は第三者によって他者に発注された当該工事以外の別途工事や設計内容との調整等の業務
		3) 海外の規格、仕様等の導入	海外の企画、使用などの導入の検討
		4) 設計に付随した特別な技術の開発	従来に無い放射冷暖房を伴う等の特別な空調方式、特殊 LED 照明、EV 呼び出しボタンなどの技術開発等
		5) 特別な材料、構法、仕様等による設計	委託者が指定した特別な検討・調査・実験が必要な業務(ユニット工法等)
		6) 特別な備品等の発生に伴う選定等	特別な備品等の発生に伴う発注仕様書の作成及びメーカー選定のための提案書の評価、選定等(家具・備品など本来建築工事でない物の選定と発注支援業務)
		7) 日影図の作成	建築基準法第 56 条の 2 による日影図以外の日影図の作成
		8) 設備に関する特別な技術開発	設備に関する特別な技術の開発
		9) ランドスケープデザイン	広範囲に及ぶ外構設計、及びデザイン、植栽、材料を要する業務(場合によっては雨水排水計画も含む)
		10) 特殊な建築音響	特殊な音響条件・敷地条件・音源条件に関する検討、ホール・劇場などの騒音制御及び室内音響に関する検討(外部騒音、室間遮音等、室形状、内装、等)
		11) ホールなどにおける特殊舞台設備	舞台機構、舞台照明、舞台音響、舞台備品等に関する検討
		12) 特別なインテリア計画	ホテル、商業、本社役員ゾーン、食堂、接待ゾーン等委託者の特別な要求によるインテリア設計
		13) 特別な装飾、調度品等の選定	アートや彫刻選定等
		14) 生産設備施設における特殊設備	クリーンルーム設備、恒温恒湿設備、冷凍及び冷蔵設備、特殊排水処理設備、電磁シールド設備、医療系特殊設備等の検討
		15) 高度 AV 施設設備	高度映像システム、特殊演出照明(ライティングデザイン)、同時通訳設備等の検討
		16) 衛生設備に関する標準業務に含まれない調査、打合せ等	井水、温泉水、生活排水を除く排水等に係る標準業務に含まれない調査、打合せ等
		17) 特別な騒音、振動対策調査	近隣対策用等法的に必要なもの以外の騒音、振動に対する調査、地下鉄隣接による建築物に対する振動、騒音の調査
		18) 地歴、地盤、測量調査	地歴、地盤及び測量に関する調査方針策定
		19) 敷地造成の設計・監理	敷地造成に関する設計・監理
		20) 擁壁、橋梁、土木構築物、工作物等の設計・監理	擁壁、橋梁、土木構築物、工作物等の設計・監理
		21) 各種出来高検査等	各種出来高検査等への対応、資料作成等の協力により生ずる業務
		22) 敷地に関する調査、分析等	敷地特性(傾斜地、湾岸、崖地等)、地盤特性(岩盤、軟弱地盤、液状化等)、土壌汚染、内外の特別な環境条件等に応じた設計をするために必要な標準業務に含まれない資料の作成、及び付随する調査、分析等
		23) 既存建築物の調査、分析等	既存建築物の継続的な利用や耐久性等の把握、検討、助言等のために必要な調査、分析等敷地内既存建築物の現況図面の作成、既存躯体の既存遊及工事検討等
		24) クリーンルーム等の調査、分析	クリーンルーム、電磁シールド等に必要な調査、分析
		25) 風洞実験等	風洞実験等の実施
		26) 登記等に係る調査等	登記、区分所有等に係る資料作成及び付随する調査等
		27) パリテーション等	医薬品工場等における適格性の検証(パリテーション)
		28) 特別な設計体制への対応	複数の設計者による設計・工事監理等業務の進行に係る調整業務
	(2) 防災・減災関連業務	1) 建築物の防災計画の作成	建築物の防災に関する計画の作成に係る業務
		2) 危険物取扱、貯蔵に係る特別な設備等の検討	消防法上・建築基準法上の危険物に該当する取扱、貯蔵数量、種別区分の取りまとめ及び行政との協議等
	(3) 環境維持関連業務	1) 未利用エネルギー及び再生可能エネルギーに関する調査	未利用エネルギー(排熱、温度差エネルギー等)及び再生可能エネルギー(太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等)の調査
		2) 建築物価値評価の検討	各種シミュレーション手法を用いた建築物価値評価の検討等(地下鉄振動対策等)

		3) 既存躯体の再利用の検討	既存躯体の再利用するための検討
(4) 建物インフラ関連業務	1) 電波障害に係る標準業務に含まれない調査		テレビ電波障害、電磁波環境、特殊情報インフラ(コンピューターシステム、高度情報通信網)等に係る標準業務に含まれない調査、打合せ等
(5) LCC 支援	1) 事業収益等の作成協力		収益計算書、利回り表、貸借対照表、想定決算書等の作成協力
	2) 営業申請等に係る各種資料の作成		営業申請及び融資に係る各種資料の作成
	3) 知的財産権に係る調査		提示された要求条件等についての知的財産権に係る調査
	4) ライフサイクル評価手法を用いた検討		ライフサイクル評価手法を用いたLCC、LCCO2等の算出、評価、検討
	5) ファシリティマネジメント		ファシリティマネジメント(FM)又はビルディングマネジメント(BM)のための図書の作成等への協力
(6) 耐震性・安全性	1) 同一敷地内の既存建築物の耐震診断、補強設計		別棟増築の業務を実施する場合における同一敷地内の既存建築物に係る耐震診断、補強設計等の業務 当該耐震診断、補強設計等の業務結果に対する専門機関の構造評価取得に係る申請業務等
	2) 安全性の評価		委託者の特別な依頼による建築物の地震に対する安全性の評価に係る業務
(7) 法制度に係る支援	1) 建築確認申請以外の法令の手続き		建築確認申請以外の申請等に係る関係機関との打合せ、関係機関の指導に基づく特別な業務及び特別な法令上の手続きに必要な業務(必要と判断された場合)
	2) 各種助成措置に係る申請		各種助成(補助、融資、起債、税制優遇等)に必要な資料の作成及び付随する調査、分析等の業務
	3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律への対応		長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定による住宅の建築及び維持保全に関する計画の作成に係る業務
	4) 住宅の品質の確保の促進等に関する法律への対応		住宅の品質の確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価に係る業務
	5) 建設リサイクルガイドラインの対応		建設リサイクルガイドラインによる建設リサイクル計画書の作成
	6) 委託者が行う関係機関申請、届出への協力		委託者が行う関係機関による各種検査等の申請、届出への協力、立会等
(8) 特別な成果物	1) 他言語への対応		日本語以外の言語で設計図書や書類等を作成する業務又は日本語以外の言語への翻訳、工事施工者から提出される日本語以外の言語による書類等の検討
	2) 設計図書等のデータ変換を伴う電子化		設計図書等のデータ変換を伴う電子化
	3) CGの製作		アニメーション、CGの製作
	4) 模型の製作		模型の製作(使用材料、縮尺の確認等)
	5) 透視図の作成		透視図の作成
	6) 完成図(竣工図)等の作成		施工者が行う完成図(竣工図)等の作成への協力
(9) 第三者への説明	1) 金融機関等への説明協力		委託者が行う金融機関等に対する説明への協力
	2) 近隣住民等への計画説明協力		委託者が行う近隣住民、市民団体等に対する説明への協力(技術的事項に係るもの等)
	3) 施工時の近隣対応等における協力		委託者又は工事施工者が行う近隣住民等に対する対応への助言及び協力
	4) 特別の説明		委託者への特別な説明(外国語による説明等)
	5) 鉄道、高速道路等に係る近接協議等		鉄道、高速道路等に係る近接協議及び資料作成
	6) 建物管理者への説明協力		工事受注者が実施する建物管理者への指導、説明資料の作成協力に係る業務
(10) 施設の管理・運営	1) 登記等に付随する協力		登記、区分所有者等に係る資料作成及び付随する調査等
	2) 建築物の販売、管理、運営等に係る協力業務		建築物の販売、管理、運営等に係る業務(①標準業務に含まれない詳細な経常運転費の算出、契約電力等の検討、②貸し方基準の作成、テナント間の調整等)
(11) 工事費の検討	1) 詳細な工事費概算書の作成		詳細な工事費概算書の作成や工事費算定等の業務
	2) 工事費内訳明細書の作成		工事費内訳明細書の作成
	3) 数量調書の作成		数量調書の作成
	4) 代価表、見積比較表の作成等		代価表、見積比較表の作成等
	5) 工事施工者選定戦略立案		工事施工者選定戦略立案

	6) 価格交渉支援	価格交渉支援
	7) その他詳細な工事費の算定等に係る業務	複数のメーカー見積書等の徴収等
(12) 施工・発注	1) 特別な発注形態によって生じる業務	特別な発注形態(建築、電気設備、機械設備を超える複数分離発注、コストオン発注、直営工事及びそれらの併用又は混用発注方式、工期・工区の分割、夜間工事)の採用によって生じる業務
	2) 別途工事に伴う検討業務	別途工事に伴う検討業務
	3) VE 提案等の検討及び評価	工事施工者が提案する代替案(VE提案等)の検討及び評価
	4) 仮使用、部分引渡しにより生じる業務	仮使用、部分引渡しを前提とすることにより追加で生じる設計者としての設計・監理・技術支援等の業務
	5) サイン工事、テナント工事等との調整等の業務	委託者が別途に発注するサイン工事、テナント工事、生産設備工事等の当該工事に関連する工事との調整等の業務
	6) 杭・鉄筋などの全数調査	杭・鉄筋などの全数調査
	7) 特別な技術を要する工事の検討及び助言	特別な技術を要する工事の施工図、施工計画、仮設計計画等の検討及び助言
	8) 支給材料等の検査記録等の検討及び報告	委託者からの支給材料及び貸与品の検査記録等の検討及び報告
(13) 設計変更	1) 設計変更業務	合意された設計内容の委託者都合等による設計変更及び監理業務
	2) 設計条件変更等による設計期間延長に伴う追加の設計・監理業務	設計条件変更等による設計期間延長に伴う追加の設計・監理業務
	3) 設計変更に伴う関係機関との申請・調整業務	委託者等の都合等による設計変更に伴い、関係機関に計画変更確認申請等を行う業務
	4) 設計変更に伴う工事施工者との調整業務	委託者等の都合等による設計変更に伴い、工事施工者が提示する変更工事費を検討し委託者に報告する業務
	5) 設計変更に伴う工事請負契約の契約変更に伴う業務	委託者等の都合等による設計変更に伴う工事請負契約の契約変更に伴う業務
(14) その他	1) 解体工事の設計・監理業務	解体工事の設計・監理業務
	2) 工期延長に伴う設計・監理業務	工事工程遅延等の特殊事情による工期延長に伴う追加の設計・監理業務(定例会議への出席等を含む)
	3) 引渡し後2年目を越えた時期に実施する建物経年調査対応	引渡し後2年目を越えた時期に実施する建物経年調査対応